

県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、県が行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

(単位：円)

事業名	既決負担額	今回増減額	負担額計
補助林道事業	3,373,000	▲ 505,000	2,868,000
琵琶湖環境部小計	3,373,000	▲ 505,000	2,868,000
県営農道整備事業	31,456,000	▲ 6,198,000	25,258,000
県営みずすまし事業	3,960,000	5,322,000	9,282,000
県営農村振興総合整備事業	5,189,000	▲ 1,643,000	3,546,000
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	5,625,000	0	5,625,000
県営農地防災事業	4,511,000	13,044,000	17,555,000
農政水産部小計	50,741,000	10,525,000	61,266,000
単独道路改築事業	257,297,470	▲ 22,725,535	234,571,935
補助急傾斜地崩壊対策事業	39,900,000	▲ 1,468,528	38,431,472
補助急傾斜地総合流域防災事業	16,491,400	▲ 434,112	16,057,288
補助都市計画街路事業	277,335,766	124,335,191	401,670,957
単独都市計画街路事業	23,100,000	0	23,100,000
土木交通部小計	614,124,636	99,707,016	713,831,652
合計	668,238,636	109,727,016	777,965,652

県の行う建設事業の市町負担率等

事業名	関係市町村	負担すべき金額	事業内容	負担割合(%)		備考
				国	県	
補助林道事業	長浜市 他	2,868,000	適正な森林施業の推進と、森林の有する公益的機能を高 度に発揮するため、国基準に合致した林道を整備	50	45	5 過疎地域は負担なし 地元
県営農道整備事業	彦根市 他	25,258,000	既設農道の耐震化整備事業 基幹農道の保全対策事業	55	37	8 大規模 13 中山間 25 保全対策
県営みずすまし事業	東近江市	9,282,000	水質保全施設、水辺環境の整備事業	55	34	11 水質保全施設
県営農村振興総合整備事業	長浜市	3,546,000	ほ場整備といった生産基盤でない集落環境整備事業(集 落道路等)	50	20	30 集落環境
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備 事業	長浜市	5,625,000	農業水利施設への小水力等発電施設設置のための実施設 計、施設整備事業	50	25	25 地元負担のうち、市町負担率12.5
県営農地防災事業	近江八幡市 他	17,555,000	ため池や用排水施設等の改修または補強	55	32	13 地元負担のうち、市町負担率5
単独道路改築事業	大津市 他	234,571,935	国庫補助事業に該当しない道路改築、景観整備、局部改 築	90	5	5 景観整備(財政力指数に応じた軽減措置あり) 財政力指数 (3か年平均) 軽減率 軽減後市町負担 9.0% 0.2以上~0.3未満 47.5% 0.3以上~0.4未満 40.0% 0.4以上~0.8未満 25.0% 75 景観整備(財政力指数に応じた軽減措置あり) 財政力指数 (3か年平均) 軽減率 軽減後市町負担 12.0% 0.2以上~0.3未満 44.0% 0.3以上~0.4未満 36.0% 0.4以上~0.8未満 20.0%
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市 他	38,431,472	擁壁工、法砕工 等	47.5	47.5	5 公共関連施設(道路、河川、学校等)(30m以上の斜面の高さ)
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市 他	16,057,288	擁壁工、法砕工 等	45	45	10 公共関連施設以外(30m以上の斜面の高さ)
補助都市計画街路事業	大津市 他	401,670,957	改築	1/2	22.5	10 公共関連施設(道路、河川、学校等)(10~30mの斜面高さ)
単独都市計画街路事業	大津市 他	23,100,000	改築	70	30	10 公共関連施設以外(10~30mの斜面高さ)